

「経営力強化保証」の創設と取り扱いについてのご案内

この度、金融と経営支援の一体的取組を推進するため「経営力強化保証」を創設いたしました。

主な特徴、概要、利用の流れ、必要書類は以下の通りです。

【本保証の特徴】

- ・中小企業者が認定経営革新等支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に信用保証料を減免し、金融面だけではなく、経営の状態を改善する取り組みを強力にサポートします。
- ・一般保証の保証料率から、概ね0.2%引き下げます。
(通常の保証料率区分よりも1区分低い料率を適用します。)
- ・中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎報告していただきます。(金融機関は経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して年1回の報告をします。)

【保証概要】

項目	項目内容
制度名	経営力強化保証
申込人資格要件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗の報告を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円以内)
対象資金	事業資金(運転資金、設備資金のいずれも可。ただし、事業計画の実施に必要な資金に限ります。)
保証割合	80%(責任共有制度対象) ただし、100%保証を借り換える場合(保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る)は、100%(責任共有制度対象外)となります。
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (運転資金と設備資金が混在した資金の場合は原則7年以内) 借換資金の場合 10年以内(借入金額の一部が借換資金の場合でも10年以内) 据置期間はいずれの場合も1年以内
担保	必要に応じて徴求
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料率	責任共有対象の場合 0.45~1.75% 中小企業者の経営状況に応じて9段階に分かれます。 責任共有対象外の場合 0.50~2.00% ※ただし、区分9および財務諸表がない場合は、一区分低い料率の適用は有りません。
貸付利率	金融機関所定利率

【保証利用の流れ】

1. 本保証は中小企業者が策定した経営改善等の事業計画の実施に必要な事業資金に対して保証をいたします。そのため、本保証の申し込みの前に事業計画書を作成する必要が有ります。事業計画書は、中小企業者が自ら策定します。（認定経営革新等支援機関の支援を受けながら事業計画書を策定する場合があります。）
2. 通常の申込書類の他、下記の必要書類を添えて金融機関へ保証申込を行います。保証申込書類は金融機関を通じて保証協会に提出されます。保証協会は審査のうえ、保証の諾否を決定し金融機関に通知します。
※注意！
保証の諾否については、本保証以外の申込と同様、審査のうえ決定いたします。
事業計画書の添付をもって必ず保証承諾になるものではありません。
3. 事業計画書をもとに、金融機関または認定経営革新等支援機関は継続的な経営支援を行います。また、必要に応じて計画の修正に係る指導・助言等を受けることができます。
4. 本保証の実行後、中小企業者は事業計画の実行状況について、四半期ごとに金融機関へ報告を行います。金融機関は年1回、信用保証協会に対して中小企業者の事業計画の実行状況とともに、経営支援状況を報告します。

【必要書類について】

通常の申込書類の他、以下の書面が必要です。

1. 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
2. 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）
3. 事業計画書（申込人が策定したもの）
※事業計画書は以下の内容を含むものとします。
 - （1）計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とします。
 - （2）申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
 - （3）計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画